

高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、「高知県環境基本計画第五次計画」（令和3年4月策定。以下「環境基本計画」という。）を効果的に実行するため、県の環境政策と連携した取組を総合的に支援することを目的として実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助事業者及び補助事業者から間接補助金の交付を受け補助目的に沿う事業を実施する間接補助事業者（以下「事業実施主体」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

(事業内容等及び実施基準)

第4条 補助事業に係る事業内容、補助対象経費及び補助率は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、算定された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

2 間接補助事業に係る事業内容、補助率等は、別表第3に定めるとおりとし、補助対象経費は、別表第4に定めるとおりとする。

3 間接補助事業の実施基準は、別表第5に定めるとおりとし、補助事業者は間接補助事業の審査に係る要綱、要領等必要な諸規程を定めるものとする。

(補助金の交付の申請及び重要な変更)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行おうとするときは、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の中止又は廃止

(2) 補助金額の増額又は30パーセントを超える減額

(3) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分に係る変更

3 第1項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時におい

て当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者及び事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に従うこと。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第6に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業によって取得した財産のうち取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の施設財産、機械及び器具等(次号において「取得財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (8) 前号の規定により、知事の承認を得て取得財産等の処分をした場合は、知事の命により当該取得財産等に要した補助金の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由により納付できない場合は、知事に協議し、承認を受けること。
- (9) 県税の滞納がないこと(納税義務がある場合に限る。)及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (10) 知事が必要であると認めたときは、補助事業者及び事業実施主体は事業の遂行の状況について、報告の求め又は調査に協力しなければならない。

2 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、事業実施主体に対して前項各号に掲げる事項と同様の条件を付さなければならない。

3 知事は、補助事業者及び事業実施主体が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき及び補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又は規則、要綱若しくはこれらに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の決定があった後においても取り消すことができる。

(実績報告等)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は補助事業の廃止の承認を受けた場合は、別記第3号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 第5条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（概算払の請求）

第8条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 前項の規定に基づく概算払の請求書の様式は、別記第5号様式によるものとする。

（グリーン購入）

第9条 補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（個人情報の適正な管理）

第11条 補助事業者は、補助事業を実施するに当たっては、県が定める「高知県個人情報等取扱事務委託基準」に準じて実施するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第3項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和5年9月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	補助事業者	事業実施主体
一般事業 ステップアップ事業	特定非営利活動法人 環境の杜こうち	（共通） ①公益社団法人又は公益財団法人 ②県内で特定非営利活動を行う特定非営利活動法人 ③地球温暖化防止県民会議の会員（市町村を除く。以下「会員」という。）又は会員が代表構成員となる実行委員会が事業主体となり、高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業を行う団体 ④地域の多様な主体から構成された協議会 ⑤非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体又は構成員が継続的にしている活動を引き継いで設立された団体 （ステップアップ事業のみ） ⑥規約等が定められている任意団体
ステップアップ事業（ジュニア枠）	特定非営利活動法人 環境の杜こうち	以下の条件を全て満たしている団体や学内のクラブ活動等 ①高知県内に居住又は通学・通勤している6歳以上18歳以下の子どもが3人以上いること ②活動内容に対する指導や助言、関係法令の確認などのサポートや、活動経費に関して適正な会計事務を行う20歳以上の大人がいること

（注）次に掲げる団体は、事業実施主体としない。

- 1 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とした団体又は特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的とした団体
- 2 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）の統制下にある団体

別表第2（第4条関係）

区分	事業内容及び補助対象経費	補助率	備考
事業費	補助事業者が事業実施主体に対して交付する補助金	定額（10分の10以内）	
附帯事務費	補助事業者が補助事業の実施に当たり要する経費のうち次に掲げるもの ①報酬 ②共済費 ③賃金 ④報償費 ⑤旅費 ⑥需用費 ⑦役務費 ⑧委託料 ⑨使用料及び賃借料	定額（10分の10以内）	対象外経費 1 飲食に係る経費（食糧費及び賄材料費） 2 事務所賃借料、光熱水費等の経常的運営に要する経費 3 役員及び常勤職員の人件費（賃金、謝金等） 4 個人又は団体に贈与される寄附金、義援金等 5 交付決定日より前に発生する経費 6 その他不相当と認められる経費

別表第3（第4条関係）

区分	事業内容	補助率等	備考
共通	環境基本計画の方向性に沿った県内で行う取組であり、以下に掲げる3つの基本戦略のいずれかに資すると認められる事業 1 地球温暖化への対策 2 循環型社会への取組 3 自然環境を守る取組	補助率 定額	
1 一般事業	別表第1に掲げる事業実施主体が県内で行うハード事業又はソフト事業	補助限度額 10万円以上 50万円以内	
2 ステップアップ事業	別表第1に掲げる事業実施主体が県内で行うソフト事業	補助限度額 20万円以内	
3 ステップアップ事業（ジュニア枠）	別表第1に掲げる事業実施主体が県内で行うソフト事業	補助限度額 10万円以内	

（注1） 次に掲げる事業は、補助対象から除くものとする。

【一般事業】

- ア 国又は県の他の補助事業として採択された事業
- イ コンクリートによる三面張の生活排水路又は埋設排水管水路の整備
- ウ これまでの一般事業の採択事業と同じ又は同様の事業内容が継続されている事業。ただし、関係者との合意形成及び推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業であると認められるものについては、この限りでない。

【ステップアップ事業（ジュニア枠含む。）】

- ア 国又は県の他の補助事業として採択された事業
- イ これまでのステップアップ事業の採択事業と同じ又は同様の事業内容が継続されている事業
- ウ これまでにステップアップ事業で2回採択されている者から申請された事業

（注2） 事業期間は単年度とする。

（注3） 算出された補助金の交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

別表第4（第4条関係）

補助事業	補助対象経費	
	経費区分	内訳
1 一般事業	(1) 委託料	業務委託に対して支払う費用
	(2) 工事請負費	事業実施に必要な工事請負費
	(3) 備品購入費	1件の取得価格が10万円（コンピューターについては、2万円）以上の物品 ※ただし、当該事業の実施に必要な不可欠なものに限る。
	(4) 負担金	研修の受講費用等
	(5) 事務費	次のアからオまでに掲げるいずれかの費用
	ア 報償費	謝金、講師、コーディネーター、アドバイザー等に係る費用
	イ 旅費	事業実施に係る費用及び講師、アドバイザー等への費用弁償旅費
	ウ 需用費	消耗品費、燃料費（ガソリン代）、印刷製本費、修繕費、図書購入費等
	エ 役務費	通信運搬費、傷害保険費用等
	オ 使用料及び賃借料	会場使用料、賃貸に係る費用等
2 ステップアップ事業（ジュニア枠含む。）	(1) 負担金	研修の受講費用等
	(2) 事務費	次のアからオまでに掲げるいずれかの費用
	ア 報償費	謝金、講師、コーディネーター、アドバイザー等に係る費用
	イ 旅費	事業実施に係る費用及び講師、アドバイザー等への費用弁償旅費
	ウ 需用費	消耗品費、燃料費（ガソリン代）、印刷製本費、修繕費、図書購入費等
	エ 役務費	通信運搬費、傷害保険費用等
	オ 使用料及び賃借料	会場使用料、賃貸に係る費用等

対象外経費

- 1 飲食に係る経費（食糧費及び賄材料費）
- 2 事務所賃借料、光熱水費等の経常的運営に要する経費
- 3 役員及び常勤職員の人件費（賃金、謝金等）
- 4 個人又は団体に贈与される寄附金、義援金等
- 5 交付決定日より前に発生する経費
- 6 その他不相当と認められる経費

別表第5（第4条関係）
事業の実施基準

区分	内容
広報	補助事業者は、事業実施主体の行った取組等、補助事業の内容について、県民に向けてホームページ等様々な手段を活用して広報を行い周知を図ること。
公募	<p>①補助事業者は、NPO等、市町村、学校関係団体をはじめ、過去に補助金申請のあった団体等に対して文書、メール等による通知を行うとともに、ホームページ、SNS等を活用して、幅広く周知し、公平な公募を行うこと。</p> <p>②公募の期間は、おおむね1ヶ月程度を確保すること。</p> <p>③公募は複数回実施できる。</p>
企画選定	<p>①企画の選定に当たっては、環境分野及び地域振興についての見識を有する者5名程度で構成される委員会を開催して、審査等を行い、公平な採択を行うこと。</p> <p>②採択基準は、一般事業については別表第7のとおり、ステップアップ事業については別表第8のとおり、ステップアップ事業（ジュニア枠）については別表第9のとおりとする。</p>
事業実施	<p>①補助事業者は、事業実施主体が間接補助事業に係るイベント等を開催する場合は、可能な限り事前にホームページ等による広報を行うこと。</p> <p>②必要に応じて、事業実施主体に対して、本事業の趣旨に即した助言、指導等を行うこと。</p>
検査及び確定	<p>①事業実施主体の提出する実績報告書に領収書の写し等を添付させ、支払内容及び事業実施の検査を行うこと。</p> <p>②事業実施主体の執行が補助事業の目的に沿って行われていることを確認し、補助事業者として事業内容、支出等について、説明責任を果たせるようにすること。</p>

別表第6（第6条関係）

- 1 暴力団又は暴力団員等であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第 7

1 審査の採点

審査員は、次の審査項目ごとに 1 点から 5 点までの採点を行う。

審査項目：一般事業		配点
ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。	5 点
イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法（事業内容、日程、人員、費用等）の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5 点
ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5 点
エ	地域住民の参加や協働 a 地域住民及びさまざまな主体の参加があるか。 b 事業の実施により県民の環境活動への参加及びネットワークの広がりが期待できるか。	5 点
オ	関係者の合意形成及び推進体制 a 関係者との間で十分な協議がなされているか。 b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。 c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。	5 点
カ	事業の新規性 a 事業の目的が国や県の新たな施策と関連しているか。 b 新たな手法の導入など新規性が認められるか。 c 一般事業に過去採択された他の事業と比較して、他にはない新規性や創意工夫が認められるか。	5 点
キ	事業の継続性 a 複数年で目標達成が見込まれる事業であるか。 b 複数年にわたって関係者との合意形成が確立されているか。 c 複数年にわたって推進体制が確立されているか。	5 点

2 採択基準

採択は、ア～カの審査員の合計点が 6 割以上の事業を目安とする。

別表第 3（注 1）【一般事業】ウただし書の規定に係る審査については、「キ事業の継続性」の審査員の合計点が 6 割以上の事業を目安とする。

なお、事業の合計点数が同じ場合は、審査員が協議のうえ、優先順位を付するものとする。

別表第 8

1 審査の採点

審査員は、次の審査項目ごとに 1 点から 5 点までの採点を行う。

審査項目：ステップアップ事業		配点
ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。	5 点
イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法（事業内容、日程、人員、費用等）の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5 点
ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5 点
エ	事業の継続性及び発展性 a 今回実施するステップアップ事業の終了後も、翌年度の一般事業の実施に向けた検討を行うなど、活動を継続的に行う体制がとられているか。 b 地域に根ざした団体である又は地域の団体や個人から継続的に協力を得られる見込みがあるか。 c ステップアップ事業の目的に対して適切な評価指標が設定されており、その数値目標が適切に設定されているか。	5 点
オ	事業の新規性 a 事業の目的が国や県の新たな施策と関連しているか。 b 新たな手法の導入など新規性が認められるか。 c ステップアップ事業に過去採択された他の事業と比較して、他にはない新規性や創意工夫が認められるか。	5 点

2 採択基準

採択は、ア～オの審査員の合計点が 6 割以上の事業を目安とする。

なお、事業の合計点数が同じ場合は、「エ 事業の継続性及び発展性」の評点が高いものに優先順位を付するものとする。

別表第9

1 審査の方法

次の審査項目について、委員会で協議のうえ、採択の可否を決定する。

審査項目：ステップアップ事業（ジュニア枠）	
ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。
イ	地域への貢献度 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法（事業内容、日程、人員、費用等）の検討がなされているか。
ウ	継続性 a 今回実施するステップアップ事業の終了後も、活動を継続的に行う体制がとられているか。 b 地域の団体や個人から継続的に協力を得られる見込みがあるか。
エ	事業内容・体制 a 子どもが主体的に取り組む環境活動であるか。 b 計画に無理がなく、安全性にも配慮されているか。 c 活動内容に対する適切な指導や助言、関係法令の確認などのサポート体制があるか。

2 採択基準

応募内容について、委員会で上記の審査項目の観点から協議し、採択の可否を決定する。